

コンプライアンスの考え方

法令や社内規程を守ることがもとより、倫理や社会的良識に基づいて公正・誠実に行動することで、社会からさらに信頼される企業となることをめざします。

一人ひとりが公正・誠実に行動します

法令・規程・社会的良識に基づいて
「経営理念の実現に向けた業務遂行および一個人としての活動において、法令、社内規程等のルールを守ることがもとより、社会的良識に基づいて公正・誠実に行動すること」——当社はコンプライアンスを、こう定義しています。
企業としての社会的責任を果たすためには、倫理や社会的良識に基づいて行動することが不可欠であることを教育・徹底しています。

コンプライアンス・マニュアル

遵守すべきルールを実務に即してわかりやすく解説しています
役員・職員向けのコンプライアンス・マニュアルと保険募集人向けのコンプライアンス・マニュアル(分冊)から構成されています。



役員・職員向け
遵守すべきルールを一般的・網羅的に解説



保険募集人向け
(営業職員用)
保険募集人の職務内容に応じ、具体的・専門的に解説

職員の声

コンプライアンスを重視することが、お客さまとの絆を確かなものにしていきます

私たち法人営業担当は、日々お客さまと接しています。そのなかで私自身が心がけていることは、まず自分自身が保険商品の販売に関する法令、それに基づく商品取り扱いなどの遵守事項、その背景を十分に理解すること。そして、お客さまに対して正しく、誠実に説明すること。また、ご質問があれば、お客さまの視点から、とことんわかりやすくお答えすること。これが営業活動におけるコンプライアンスの基本であると考えています。

基本に忠実な行動を積み重ねることが、お客さまとの絆を確かなものとしていくための最良かつ最短の方法と信じ、これからもコンプライアンスを実践していきたいと思います。



名古屋総合法人部
富田 智行

携行カード

誠実に行動するために、すべての役員・従業員が常に携行しています
すべての役員・職員・営業職員がコンプライアンスの重要性を忘れず、お客さまに誠実な対応ができるよう、「携行カード」を常時携行しています。
経営方針やCSR経営宣言、行動憲章、販売・サービス方針、個人情報保護方針などに加えて、不適正行為を発見した際に利用できる内部通報制度の案内も記載しています。



 **保険商品の販売に関する法令とは**
保険商品の販売にあたって遵守しなければならない「保険業法」「金融商品の販売等に関する法律」「消費者契約法」などの関係法令

 **保険募集人向けコンプライアンス・マニュアル(分冊)とは**
「営業職員用」のほか、「法人部・支社法人営業部用」「代理店用」など募集形態ごとに作成

コンプライアンス

～お客さまとの絆のために～

社会から信頼され、期待される企業になるためには、企業倫理の確立・徹底が大前提です。

そこで当社では、日常の行動や考え方の基準(基本方針・遵守基準)となる「行動憲章」を定めるなど、すべての役員・従業員が、コンプライアンスの重要性を理解し、公正・誠実に行動することを自らの「信条」とできる態勢づくり、風土づくりに努めています。



コンプライアンスの強化態勢

グループ全体における業務全般のコンプライアンスを強化するための態勢を整備し、年度ごとに実行計画を策定してPDCA(Plan・Do・Check・Action)を実行しています。

コンプライアンスの強化に
グループ全体で取り組んでいます

グループ全体を一元管理

当社は、「コンプライアンス統括部」を設置し、関連会社を含めたグループ全体のコンプライアンスを一元管理しています。グループ内のコンプライアンス関連情報を集約し、関係各部と連携して、不適正事象などの調査・対応にあたるほか、保険商品開発、保険募集・保全手続き、保険金のお支払い、資産運用などにかかわる不適正事象の未然防止策を検討しています。

また、グループ各社を含めてコンプライアンス研修を継続的に実施しています。

業務全般の態勢を検討・整備

2006年11月に、それまでの「販売・サービス管理委員会」を「コンプライアンス推進委員会」に改組し、グループ各社も含めた業務全般にわたるコンプライアンス態勢を検討・整備しています。

また、このコンプライアンス推進委員会の下に個人営業・法人営業それぞれの「特別分科委員会」を設置し、保険募集時などのコンプライアンスの改善・強化を迅速に進める態勢を整えました。

不適正行為の内部通報窓口
を設置しています

**社内設置窓口だけでなく
社外設置窓口も**

不適正行為があった場合、通常は、各部署に配置した「法令遵守責任者・担当者」を通してコンプライアンス統括部に報告することとしていますが、発見者が直接コンプライアンス統括部に報告できる窓口も設置しています。

通報窓口としては、社内設置窓口である「コンプライアンス110番」に加えて、2005年10月から、社外設置窓口である「企業倫理ホットライン」も開設しています。

■ 内部通報窓口の
利用件数 (件)

	2006 年度	2007 年度 (4~9月)
コンプライアンス 110番	99	37
企業倫理 ホット ライン	55	25
合 計	154	62

年度ごとに実行計画を
策定・実行・評価しています

結果は人事評価にも反映

当社は、年度ごとに「コンプライアンス・プログラム」を策定(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、次の行動(Action)につなげています。中間期、年度末の評価結果は経営会議、取締役会に報告し、人事評価にも反映しています。

2007年度は、2006年度の評価結果を踏まえ、グループ一元管理態勢の強化、保険募集に関する不適正事象未然防止の取組みなどを基本方針として定め、全社および各部署の実行計画を策定、推進しています。

■ コンプライアンス・プログラムの運営スケジュール

3～5月 Plan	●前年度プログラムを評価 ●本年度プログラムの枠組みを策定 ●本社・支社・法人部で具体的取組 み計画を策定
6～9月 Do	●各部署で進捗管理
10～11月 Check	●中間状況进行评估 ●本社・支社・法人部において取 組み事項を中間見直し
12～3月 Action	●各部署で進捗管理

すべての集合研修で
意識・知識を高めています

あらゆる機会を通して継続実施

原則としてすべての集合研修にコンプライアンス研修の時間を設けるなど、あらゆる機会を通して研修を継続実施しています。

また、2005年の行政処分を受けて、年2回コンプライアンス強化特別週間を設定し、コンプライアンス集中教育を実施しています。

さらに社内報や、イントラネットによって、コンプライアンスについての情報を継続して発信しています。

■コンプライアンス研修実施状況

**職務別研修、層別研修、
個別指導を目的とした特別研修**

時期：2006年度 回数：計350回以上
時期：2007年度(4～9月) 回数：計150回以上

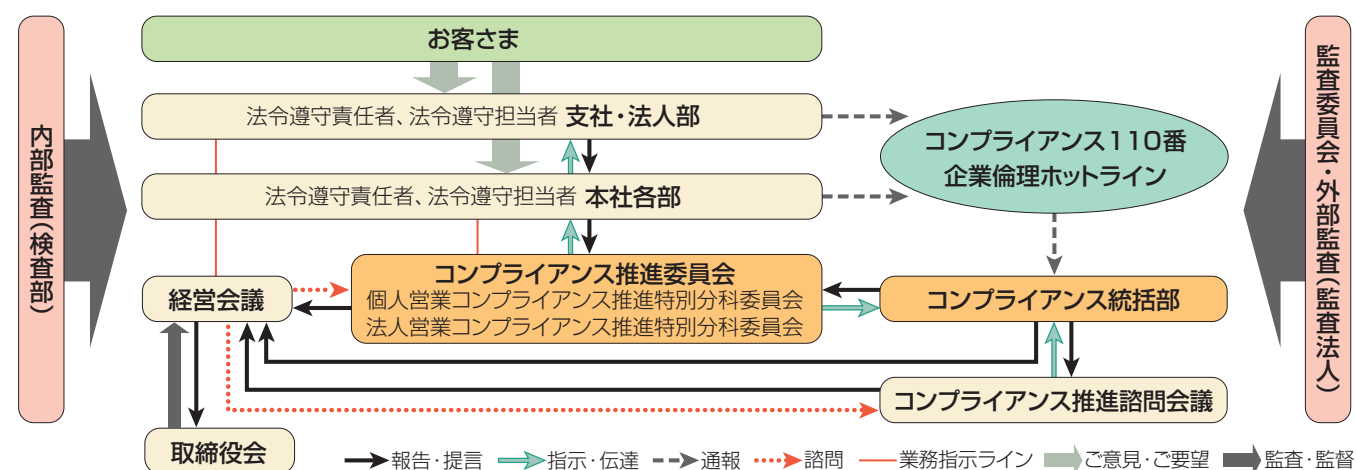
執行役対象研修

時期：2006年8月「組織体の危機管理について」
時期：2007年3月「コンプライアンスと内部統制」
時期：2007年8月「コンプライアンスと経営判断」

イントラネット研修

時期：2006年6～7月、2007年6～7月

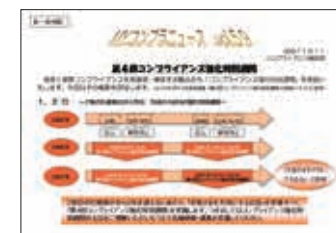
■コンプライアンス推進体制の概要



従業員向けコンプライアンス情報発信ツール



社内報での
コンプライアンス情報



イントラネットで発信している「MYコンプラニュース」

コンプライアンス推進諮問会議

実効性の高い法令等遵守態勢を構築するために、「コンプライアンス推進諮問会議」で社外の専門家の方々から貴重なご意見をいただいています。

「外部の目」で審議いただいています

実効性の高い態勢を構築するために

法令等遵守態勢の実効性を高めるため、経営会議の諮問機関として「コンプライアンス推進諮問会議」を開催しています。

この会議では、専門家3人を社外委員としてお迎えし(社内委員は代表執行役社長とコンプライアンス統括部担当執行役の2人)、コンプライアンス推進の基本方針や重要規程の改正などを審議、貴重なご意見をいただいています。

「コンプライアンス推進諮問会議」開催実績

年度/月	主な審議事項
2006年度	7月 ●コンプライアンス関連規程の改正
	11月 ●2006年度コンプライアンス・プログラム中間評価 ●コンプライアンス基本規程の改正
	2月 ●2007年度コンプライアンス・プログラムの方針策定 ●コンプライアンス・マニュアルの改訂
2007年度	5月 ●2006年度コンプライアンス・プログラム年度末評価
	8月 ●行動憲章の改正



コンプライアンス推進諮問会議の様子

コンプライアンス推進諮問会議 社外委員からの声

「社会の要請をふまえ、当社がさらに注力すべきコンプライアンス事項」をテーマにご意見をいただきました



株式会社日刊警察新聞社
社長、
元国際刑事警察機構 副総裁
川田 晃 委員(議長)

社会に喜ばれる企業に

事務所経費処理を巡る「政治と金」、年金の記録不備や横領などの「行政と金」、の問題が最近話題になっています。

企業にあっては、「企業と金」の問題として、企業の収益と顧客の利益のバランスをどう取るかというテーマが重要となります。

もちろん企業は収益を上げることがその存在意義ではありますが、一方で、「社会の人に喜ばれているのか」という原点に帰ることも必要です。



早稲田大学大学院
法務研究科 教授
大塚 英明 委員

お客さまとの「約束」として

一口にコンプライアンスといってもさまざまな意味があります。会社組織機構上の内部統制の確立をさす場合もあるでしょうし、保険業法的な事業運営の適正性確保、とりわけソルベンシー・マージン比率の維持の場合もあるでしょう。

しかし、保険金不払い問題がここまで深刻な問題となった昨今、改めて「保険契約法」や「保険約款」を見直す必要があるのではないのでしょうか。それらは、消費者と保険会社との「約束」を支える最も重要な土台なのですから……。



山王法律事務所 弁護士、
國學院大学
法科大学院 教授
中川 徹也 委員

コンプライアンスとフェアネス

コンプライアンスとは、法令を遵守するだけで良しとするものではない、と言われます。

例えば保険金について、請求主義のもとでは、お客さまからの請求がないものについて支払いがされなくとも、法令違反にはならないのかもしれませんが。

しかし、特約に応じた保険料を受け取りながら、特約にしたがった保険金の支払いがされないことは、フェアではありません。コンプライアンスを貫くものは「フェアネス」ではないでしょうか。

個人情報などの保護・管理

お客さまの大切な個人情報を保護するために、研修・教育や各種ツールの整備を通して、適切な情報管理を促進するとともに、情報システムで管理するデータの安全性確保に努めています。

お客さま情報の保護・管理の強化に努めています

ツールを新規作成・改訂

当社は、650万人を超えるご契約者をはじめとする多くの方々の個人情報をお預かりしており、その保護・管理の強化に努めています。(「個人情報保護宣言」「個人情報保護方針」についてはホームページをご参照ください)

お客さま情報を取り扱う従業員に対して情報の保護・管理の重要性を認識させ、意識を高めるために、朝礼などで日常的な教育を実施しています。

2007年度には、ダイレクトメールなどの送付時に、封入物の再確認を励行し、誤送付を防止するために活用する「情報保護シール(封緘シール)」や、お客さまからお預かりした書類を収納して他の書類から分別することで、散逸・紛失を防ぐ「お客さま情報専用ファイル」など、お客さまの個人情報を適切に管理するためのツールを全営業職員に配布しました。

情報システムの安全性確保に努めています

業界標準、第三者機関評価を取り入れた、データの安全対策

財団法人金融情報システムセンター[※]策定のシステム監査指針や安全対策基準・解説書などをふまえ、情報システムで管理するデータの安全対策を実施しています。

また、営業職員が外出先で使用する携帯端末について、安全対策を徹底するため第三者機関評価[※]を取り入れるなど、とりわけお客さまのデータの安全性確保に努めています。

災害や不正アクセスなどへの備え

コンピュータセンターは、災害への対策として、地盤が強固な地域に配置したうえで自家発電装置を整備。さらに、IDカードと防犯カメラを設置して、不正侵入・不正使用を防止しています。

また、ネットワークからのデータ流出、不正アクセスを防止するために、ウイルスワクチンソフトを導入するとともに、社外との通信における不審な挙動を検知するシステムも導入しています。

お客さまの個人情報を適切に管理するためのツール



お客さまからお預かりした書類の散逸・紛失を防ぐ「お客さま情報専用保管ボックス」(写真左)「お客さま情報専用ファイル」(写真右)

WEB「個人情報保護宣言」と「個人情報保護方針」
<http://www.meijiyasuda.co.jp/regular/privacypolicy/>



「個人情報の保護に関する基本方針のお知らせ」を店頭に備え付け

財団法人金融情報システムセンターとは

1984年11月に、当時の大蔵大臣の許可を得て、金融機関、保険会社、証券会社、コンピュータメーカー、情報処理会社などの出捐によって設立された機関(現在は金融庁の所管)。刊行する基準、指針などは業界標準の位置づけ

第三者機関評価について

当社では、セキュリティに精通し社会的信用性の高い第三者機関を選定したうえで、当該端末の安全対策状況について専門的見地から評価を依頼し、評価結果や助言に基づいて必要な対策・改善を実施